

岩手県告示第880号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営大清水地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成21年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
九戸郡軽米町大字山内第1地割字駒板	10番	田	田	1,089	250
〃	12番	〃	〃	3,133	300
〃	43番	〃	〃	752	60
〃	92番1	〃	〃	4,298	1,420
〃	99番	〃	〃	1,350	510
〃	102番	〃	〃	5,310	1,620
〃	103番	〃	〃	3,571	1,110
〃	107番	〃	〃	4,517	1,430
〃	129番1	〃	〃	2,733	710
〃	133番2	〃	〃	2,541	670
九戸郡軽米町大字山内第2地割字駒板	43番	〃	〃	991	120
〃	45番1	〃	〃	1,395	120
九戸郡軽米町大字山内第3地割字大清水	1番5	〃	〃	1,564	400
〃	3番	〃	〃	3,255	600
〃	4番3	〃	〃	2,805	270
〃	28番	〃	〃	1,673	410
〃	29番	〃	〃	1,157	100
〃	30番	〃	〃	2,284	220
〃	42番	〃	〃	1,436	130
〃	50番	〃	〃	4,953	1,560
〃	81番1	〃	〃	973	180
〃	89番1	〃	〃	2,608	250